

○議長 赤嶺奈津江さん ただいまから令和7年第2回南風原町議会定例会を開会します。

開会（午前10時09分）

○議長 赤嶺奈津江さん これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元の会議システムに保存してありますので、ご確認ください。

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって8番 大宜見洋文議員、9番 石垣大志議員を指名します。

### 日程第2. 会期の決定

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第2. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月20日までの11日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。したがって会期は、本日から6月20日までの11日間と決定しました。なお、会期日程につきましても、会議システムに保存してありますので、ご確認ください。

### 日程第3. 議長諸般の報告

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第3. 議長諸般の報告を行います。令和7年3月定例会あとから本日までの諸般の報告を事業名、日時、開催場所を日付順に記載しておりますので、各自お目通しください。

次に、お手元に配布した本日までに受理した、陳情第5号から第9号までの4件を両常任委員会に付託しましたので、ご報告いたします。それぞれの陳情の内容等については、議員各位で、ご一読くださるようにお願いいたします。

次に、5ページ以降に南部水道企業団、東部消防組合、南部広域行政組合の一部事務組合等のほうから議会の報告が提出されております。また、町監査委員から令和7年例月現金出納検査結果の2月、3月、4月分の報告書が提出されておりますので、各自、お目通しください。

以上をもって諸般の報告といたします。

### 日程第4. 町長の町政一般報告

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第4. 町長の町政一般報告を行います。町長から町政一般報告の申出がありましたのでこれを許します。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 おはようございます。令和7年第2回南風原町議会定例会町政一般報告を行います。

はじめに、総務部総務課関係について申し上げます。

3月26日に町の公式ホームページをリニューアルしました。利用者にとって便利で分かりやすい町の情報発信に努めてまいります。

4月1日に「町制施行45周年令和7年南風原町功労賞・善行賞・よいこと沖縄一・日本一賞」の表彰式典を開催しました。功労賞4名、善行賞1名、よいこと沖縄一賞28名・3団体、特別賞1名、奨励賞3名の合計37名・3団体の方々に表彰を行いました。受賞者の功績を讃え、今後ますますのご活躍を祈念いたします。

5月16日に町への一般寄附金として、諸見里 元様より寄附がありました。本町の福祉向上や教育の充実に活用してまいります。

次に企画財政課関係について申し上げます。

4月8日に5年ごとに実施される国勢調査に向け、「令和7年国勢調査南風原町実施本部」を設置しました。10月に予定されている調査活動の円滑な実施と精度の高い調査結果の確保に向けて取り組んでまいります。

6月5日に令和7年度南風原町予算説明書「ハイさいよーさん」を発刊し、町ホームページで公開しました。町民の皆さんにご覧いただき、町政に対する关心と、今後のまちづくりに関する資料としてご活用いただければと思います。

3月から5月に企業版ふるさと納税として、タレントスクエア株式会社様、有限会社拓商様、株式会社シビルエンジニアリング様、株式会社南成建設様、他1者より寄附がありました。本町の住みよいまちづくりに活用してまいります。

次に税務課関係について申し上げます。

2月14日から3月17日まで、令和7年度町県民税・国保税の申告受付を町民ホールで実施しました。期間中の申告受付件数は3,319件（前年度比43件増）で、町民皆様や関係各位のご理解とご協力により、円滑に実施することができました。

次に民生部こども課関係について申し上げます。

保育関係では、4月の認可保育園等の入園児童数が1,940人、待機児童はありません。放課後児童クラブ関係では、5月の放課後児童クラブ利用児童数が1,061人、待機児童数は78人でした。待機児童解消に向けた新たなクラブを開設する予算を今議会に提出しております。

5月末現在、物価高騰対応重点支援給付金は、令和6年度住民税非課税世帯への1世帯当たり3万円が3,549世帯、1億647万円の給付。令和6年度住民税非課税の子育て世帯への児童1人当たり2万円が564世帯、1,156人分、2,312万円の給付を行いました。

次に保健福祉課関係について申し上げます。

5月28日に介護者で集う「にじの会」による定期総会が開催されました。在宅介護を支えるための相談体制の強化、情報共有の推進などに取り組んでおります。

次に経済建設部まちづくり振興課関係について申し上げます。

実証運行中の地域公共交通については、昨年度の利周実績や要望を基に運行時間帯や配車方法の見直しを行い、より効率的かつ利便性の高いサービスの提供を目指しております。

次に産業振興課関係について申し上げます。

沖縄県が定める国際物流拠点産業集積計画に本町一部地域（字津嘉山、字照屋、字神里）が追加されたことにともない、国際物流拠点産業集積地域における課税免除に関する条例の整備を行いました。

4月14日からセグロウリミバエ緊急防除作業を県と連携し蔓延防止に努めています。

次に教育部教育総務課関係について申し上げます。

3月24日に株式会社U m i T o u r i s m様より寄附がありました。本町の教育の充実や人材育成事業において有効に活用してまいります。

4月3日に町体育協会定期総会及び夏季大会総合開会式を行い、20日のサッカー・バドミントン大会を皮切りに12種目の大会が始まり、各種目で熱戦を繰り広げております。

4月10日にJ Aおきなわ南風原支店様より、「南風原かぼちゃ」200kgの寄贈があり、4月15日の学校給食において「かぼちゃスープ」として提供いたしました。

次に学校教育課関係について申し上げます。

4月2日にこくみん共済C O O P 沖縄推進本部様より、町立幼稚園、小中学校へ横断旗100本の寄贈がありました。子どもたちの交通安全対策に活用してまいります。

4月3日に町立幼稚園入園式、4月9日に町立小中学校において入学式を開催しました。入園児は、4園で19学級493人（内5歳児386人、4歳児107人）、新1

年生は小学校17学級で518人、中学校16学級で536人です。なお、対前年度比は幼稚園が18人増、小学校が28人減、中学校は32人増となっております。

5月18日に町立幼稚園、小中学校において、学校公開を行い、多くの保護者や地域の皆様に、日常の幼稚園の活動や小中学校の授業を参観していただきました。

次に生涯学習文化課について申し上げます。

3月19日に株式会社宮昌工業様より寄附がありました。本町の電子図書等充実のために活用してまいります。

5月12日から28日まで南風原町青少年国際交流事業の団員募集を行い、65人の応募がありました。10人の団員決定後に事前研修を経て11月5日からアメリカハワイ州での本研修を予定しています。

以上を申し上げ、令和7年第2回南風原町議会定例会の町政一般報告といたします。なお、公共工事等に関する行政報告を同フォルダに送信しておりますので、後ほどお目通しください。

○議長 赤嶺奈津江さん 以上をもって町長の町政一般報告を終わります。

#### **日程第5. 意見書第3号 在沖米海兵隊員による性的暴行事件等に関する意見書**

#### **日程第6. 決議第3号 在沖米海兵隊員による性的暴行事件等に関する抗議決議**

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第5. 意見書第3号在沖米海兵隊員による性的暴行事件等に関する意見書及び日程第6. 決議第3号 在沖米海兵隊員による性的暴行事件等に関する抗議決議についてを一括議題とします。まず本案に関し、提出者から趣旨説明を求めます。2番 大城重太議員。

○2番 大城重太君 それでは読み上げて提案いたします。意見書第3号。令和7年6月10日。南風原町議会議長 赤嶺奈津江殿。提出者 南風原町議会議員 大城重太、賛成者 南風原町議会議員 玉城陽平、大城雅史、石垣大志、大城勇太、照屋仁士、知念富信。在沖米海兵隊員による性的暴行事件等に関する意見書

上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

在沖米海兵隊員による性的暴行事件等に関する意見書 令和7年3月、米軍基地内で成人女性に性的暴行を加え、さらに別の女性にけがを負わせたとして、沖縄県警は4月7日、不同意性交と傷害の疑いで在沖米海兵隊員を書類送検し、那覇地方検察庁は同月30日付

で起訴した。また、同年1月には別の米兵による性的暴行事件が発生していたことも、併せて明らかとなつた。本町議会では、米軍による事件事故が発生するたびに抗議を行ってきたものの、綱紀肅正や再発防止策などの実効性は全く見られず、度重なる事件の発生となり、問題は何も解決されないままである。今回の事件をはじめ同様の事件が発生したことは、女性の尊厳と人権を蹂躪し、県民の安全・安心な生活を脅かすものであり、極めて遺憾で激しい怒りと憤りを禁じ得ない。日米両政府は、こうした凶悪な事件が、戦後80年の現在でも幾度となく繰り返されている事態を重く受け止め、これ以上の沖縄県民の犠牲を断ち切るべく、実効性ある抜本的な対策を講じるべきである。よって、本町議会は、女性と県民の人権、生命、財産を守る立場から、今回の事件に対し、最大限の抗議を表明し、下記のとおり強く要求する。

記 1 被害者への謝罪及び完全な補償並びに丁寧な精神的ケアを日米両政府が責任をもって行うこと。  
2 米軍人・軍属等の綱紀肅正を徹底し、町民と県民が安全・安心して生活できる、実効性のある抜本的な再発防止策を速やかに公表すること。3 在日米軍司令官が発表した新たなフォーラムについては、定期的に開催し、事件公表の在り方、被害の未然防止及び再発防止について実効性のある協議を行い、公表すること。4 日米地位協定の抜本的な見直しを図ること。  
以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。令和7年(2025年)6月10日、沖縄県島尻郡南風原町議会議長 赤嶺奈津江。提出先 内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官(沖縄基地負担軽減担当)、内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策)。

次に決議第3号。令和7年6月10日。南風原町議会議長 赤嶺奈津江殿。提出者 南風原町議会議員 大城重太、賛成者 南風原町議会議員 玉城陽平、大城雅史、石垣大志、大城勇太、照屋仁士、知念富信。在沖米海兵隊員による性的暴行事件に関する抗議決議 上記の決議を別紙のとおり、南風原町議会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

米兵による少女誘拐暴行事件等に対する抗議決議 提案の経緯につきましては、意見書と同じですので割愛いたします。

記 1 被害者への謝罪及び完全な補償並びに丁寧な精神的ケアを日米両政府が責任をもって行うこと。  
2 米軍人・軍属等の綱紀肅正を徹底し、町民と県民が安全・安心して生活できる、実効性のある抜本的な再発防止策を速やかに公表すること。3 在日米軍司令官が発表した新たなフォーラムについては、定期的

に開催し、事件公表の在り方、被害の未然防止及び再発防止について実効性のある協議を行い、公表すること。4 日米地位協定の抜本的な見直しを図ること。  
以上、決議する。令和7年(2025年)6月10日、沖縄県島尻郡南風原町議会議長 赤嶺奈津江。提出先 駐日米国大使、在日米軍司令官、在沖米軍沖縄地域調整官、第3海兵遠征軍司令官、在沖米国総領事。以上、提案いたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもつて質疑を終わります。お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書第3号及び決議第3号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって意見書第3号及び決議第3号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから意見書第3号及び決議第3号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これをもつて討論を終わります。これより意見書第3号 在沖米海兵隊員による性的暴行事件等に関する意見書についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に決議第3号 在沖米海兵隊員による性的暴行事件等に関する抗議決議についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

## 日程第7. 決議第4号 西田昌司参議院議員による沖縄戦の実相を歪め、否定する発言に対する抗議決議

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第7. 決議第4号 西田昌司参議院議員による沖縄戦の実相を歪め、否定す

る発言に対する抗議決議についてを議題とします。まず本案に関し、提出者から趣旨説明を求めます。9番 石垣大志議員。

○9番 石垣大志君 それでは読み上げて提案いたします。次に決議第4号。令和7年6月10日。南風原町議会議長 赤嶺奈津江殿。提出者 南風原町議会議員 石垣大志、賛成者 南風原町議会議員 玉城陽平、大城重太、大城雅史、大城勇太、照屋仁士、知念富信。西田昌司参議院議員による沖縄戦の実相を歪め、否定する発言に対する抗議決議 上記の決議を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

西田昌司参議院議員による沖縄戦の実相を歪め、否定する発言に対する抗議決議 令和7年5月3日の憲法記念日に那覇市内で開催された憲法シンポジウムにおいて、自民党の西田昌司参議院議員が、ひめゆりの塔の展示をめぐり「歴史の書き換え」や「沖縄の場合には地上戦の解釈を含めて、かなりむちゃくちゃな教育のされ方をしている」などと発言した。この沖縄における戦後の歴史教育全体を貶めるかのような発言は、沖縄戦の実相と沖縄県民の証言、戦後沖縄の歩みなどの歴史の事実を歪曲するもので、戦没者や戦争体験者を冒涜し、県民の尊厳を踏みにじるものであり、本町議会は激しい憤りをもって抗議する。沖縄戦体験者の証言や研究から明らかになってきた沖縄戦の事実は、国体護持を至上命令とする日本軍が1944年に配備され、本土決戦を遅らせるため沖縄で時間稼ぎの持久作戦を続け、日本軍によって旧制中学校や旧師範学校の生徒が、ひめゆりをはじめとする学徒隊や鉄血勤皇隊などとして戦場に駆り出され、多くの犠牲を出した。さらに、首里城の地下に造った司令部を放棄し、住民が避難していた本島南部へ撤退した結果、軍民混在の状況の中、住民を巻き込んだ激しい地上戦となり、住民の尊い命が奪われた。これらは日本軍の作戦による犠牲であることは紛れもない歴史の事実である。西田氏は、5月9日の会見で「ひめゆりの塔」に関する発言を巡り、「不適切だった。沖縄県民におわび申し上げ、訂正、削除する」と訂正したが、発言そのものは事実で間違つていなかったと言い張り、「TPO（時・場所・場合）をもう少しあわせまえるべきだった、配慮が足らなかつた」と釈明したものの「歴史の書き換え」などの認識は変わらないとする不誠実な対応に憤りを禁じ得ない。本町は、平成2年に、第32軍直属の沖縄陸軍病院「第一外科壕群、第二外科壕群」を戦争の悲惨さを教える生き証人として全国で初めて文化財に指定した。今後も沖縄戦の教訓を受け継ぎ、次の世代に平和教育

として継承していく。本町議会は、沖縄戦の実相と沖縄県民の証言、沖縄の戦後の歩みなどの歴史の事実を歪曲する西田昌司参議院議員の発言に怒りを込めて抗議し、真摯な謝罪と撤回を強く求めるとともに、この沖縄戦の実相、戦争体験に基づいた沖縄県民の恒久平和への強い想い、戦争体験者や遺族の深い悲しみに真摯に向き合い、米軍支配に抗った沖縄の歴史を正しく学び、認識を改めていただくよう強く望むものである。以上、決議する。令和7年（2025年）6月10日、沖縄県島尻郡南風原町議会 赤嶺奈津江。提出先 参議院議員 西田昌司、自由民主党総裁 石破 茂。

○議長 赤嶺奈津江さん これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております決議第4号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって決議第4号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから決議第4号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより決議第4号 西田昌司参議院議員による沖縄戦の実相を歪め、否定する発言に対する抗議決議についてを採決します。本案について、可決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

## 日程第8. 議案第31号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第8. 議案第31号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第31号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別

紙のとおり提出いたします。内容については、担当者が説明をいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 新垣圭一君 それではご説明いたします。まず、議案第31号の資料のご準備をお願いいたします。それでは読み上げて説明いたします。議案第31号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について概要を説明します。今回の改正は、国において「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第179号)」により、選挙長等の報酬額の基準が定められていること、また、近隣自治体においてもこれに準じた報酬額としていることを踏まえたものです。本町においても、法律の基準や近隣自治体の状況を考慮し、選挙長等の報酬額を見直す必要があると判断したことから、当該報酬額を引き上げるため、所要の条例改正を行うものです。以上が議案第31号の概要です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第31号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託いたします。

#### 日程第9. 議案第32号 南風原町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第9. 議案第32号 南風原町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第32号 南風原町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。内容については、担当者が説明をいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 新垣圭一君 それでは議案第32号の資料のほうをお願いいたします。読み上げてご説明いたします。議案第32号 南風原町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の概要について概要を説明します。提案理由については、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)の改正を踏まえ、町における旅費制度の全面的な見直しを行までの間、

宿泊料金の高騰により職員等の職務遂行に支障が生じないよう、特例的な措置として宿泊料の上限を引き上げる改正となります。今回の改正は、第1条で南風原町職員等の旅費に関する条例の一部改正、第2条で特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、第3条で南風原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正、第4条で特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正となっており、いずれも当分の間、宿泊料の上限額を国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)に定める宿泊費基準額とする規定を追加する改正です。この条例は公布の日から施行し、改正後の規定は施行日以後に出発した旅行について適用となります。以上が議案第32号の概要です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第32号 南風原町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託いたします。

#### 日程第10. 議案第34号 令和7年度南風原町一般会計補正予算(第1号)

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第10. 議案第34号 令和7年度南風原町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第34号 令和7年度南風原町一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。以下、内容については、担当者が説明します。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 新垣圭一君 それではご説明いたします。資料のほうのご準備をお願いいたします。議案第34号 令和7年度南風原町一般会計補正予算(第1号)について、概要を説明いたします。

まず、2ページの第1表歳入歳出予算補正について説明します。今回の補正は、主に国の物価高騰対策に関する事業及び状況の変化等による補正の必要が生じたので、歳入・歳出それぞれ2億5,430万2,000円を追加し、補正後の一般会計予算額は194億9,630万2,000円となります。

それでは、歳入について説明します。6ページをお願いいたします。14款2項1目. 民生費国庫補助金1,170万円の増は、津嘉山小学校区へ学童クラブ1施設新設及び既存1施設の移転による子ども・子育て支援交付金、補助率3分の1の計上と、子ども・子育て支援金制度導入に伴う後期高齢者医療システム改修に対する子ども・子育て支援事業費補助金、補助率10分の10の計上です。6目. 総務費国庫補助金2億684万2,000円の増は、マイナンバーカード対応業務における会計年度任用職員の配置による個人番号カード交付事務費補助金、補助率10分の10及び定額減税補足給付金に係る事業費及び事務費に対する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、交付率10分の10)の計上です。

7ページをお願いします。15款2項2目. 民生費県補助金917万円の増は、就労選択支援の実施に伴うシステム改修に対する障害者自立支援システム改修補助金、補助率2分の1及び歳入6ページで説明しました学童クラブに対する県補助金、補助率3分の1の計上です。4目. 農林水産業費県補助金154万4,000円の増は、セグロウリミバエ緊急防除に対する消費・安全対策交付金、交付率10分の10の計上です。6目. 教育費県補助金52万4,000円の増は、会計年度任用職員の産休・育休代替職員配置に伴う教育業務支援員配置事業補助金、補助率10分の10の計上です。

8ページをお願いします。15款3項1目. 総務費県委託金16万9,000円の増は、参議院議員選挙事務における投票管理者報酬等の単価改定による参議院議員選挙執行経費交付金、交付率10分の10の計上です。

9ページをお願いします。18款1項1目. 財政調整基金繰入金23,850千円の増は、今回の補正予算歳入歳出の調整により歳入不足額を補うため、財政調整基金より繰入れを行うもので、補正後の基金残高は19億2,307万4,000円となります。

次の10ページをお願いいたします。20款5項2目. 過年度収入45万3,000円の増は、前年度の事業費に対する県補助金の計上です。7目. 雉入5万円の増は、戦後80年に伴い実施する平和劇公演に対する講演会等開催支援事業助成金の計上です。

次に歳出についてご説明いたします。11ページをお願いいたします。1款1項1目. 議会費58万4,000円の増は、ハワイ移民125周年祝賀会へ参加するための費用弁償及び手数料の計上です。

次に12ページをお願いします。2款1項1目. 一般管理費107万9,000円の増は、歳入6ページで説明しましたマイナンバーカード交付事務に係る会計年度任用職員の配置による共済費及びカナダ移民125周年祝賀会

へ参加するための特別職特別旅費、副町村長研修会への参加に伴う特別職普通旅費の計上です。11目. 諸費3万3,000円の増は、副町村長研修会へ参加するための沖縄県町村会負担金の計上です。12目. 地域づくり推進事業費239万9,000円の増は、歳入10ページで説明しました平和劇公演における謝礼金及び国際交流事業の不足額に対する町育英会補助金の計上です。

13ページをお願いいたします。2款3項1目. 戸籍住民基本台帳費224万3,000円の増は、歳入6ページで説明しましたマイナンバーカード交付事務に係る会計年度任用職員の配置による人件費の計上です。

次の14ページをお願いします。2款4項4目. 参議院議員選挙費16万9,000円の増は、歳入8ページで説明しました投票管理者報酬等の計上です。

15ページをお願いします。3款1項1目. 社会福祉総務費11万円の増は、戦後80年を迎えることから10月に行われる町慰靈祭において、植樹等を行うための町遺族会補助金の計上です。2目. 老人福祉費505万円の増は、要援護高齢者を一時的に短期入所施設へ入所させるための生活管理指導短期宿泊事業及び歳入6ページで説明しました子ども・子育て支援金制度に係る後期高齢者医療システム改修委託料、後期特会への繰出金の計上です。3目. 心身障害者福祉費207万2,000円の増は、歳入7ページで説明しました障害者自立支援給付支払等システム改修委託料及び令和6年度実績確定による障害者自立支援給付システム改修費国庫補助金超過交付償還金の計上です。10目. 臨時福祉給付金事業費2億425万5,000円の増は、歳入6ページで説明しました定額減税補足給付金に係る不足額給付金及び事務費の計上で、令和6年度の給付において、当初給付した額と、本来給付すべき額に差額が生じた方などが対象となります。

次の16ページをお願いします。3款2項3目. 児童厚生施設費2,520万円の増は、歳入6ページと7ページで説明しました学童クラブ補助金(放課後こども環境整備事業)の計上です。

次の17ページをお願いいたします。6款1項3目. 農業振興費154万4,000円の増は、歳入7ページで説明しましたセグロウリミバエ防除に対する会計年度任用職員の配置に伴う人件費及び消耗品費の計上です。

次の18ページをお願いします。7款1項1目. 商工振興費60万2,000円の増は、かすり会館裏の樹木伐採に係る委託料の計上です。

次の19ページをお願いいたします。8款1項1目. 土木総務費50万4,000円の増は、会計年度任用職員の配置による計上です。

次の20ページをお願いします。8款4項1目. 都市計画費365万9,000円の増は、下水道事業会計への負担金等の計上です。

次の21ページをお願いします。10款1項2目. 事務局費192万9,000円の増は、産休・育休代替職員の配置による人件費及び令和6年度末にあった教育費寄附金による町育英会補助金の計上です。

次の22ページをお願いします。10款2項1目. 学校管理費8万1,000円の増は、北丘小学校特別支援教室の内線電話設置に係る小学校改修工事の計上です。2目. 教育振興費12万円の増は、令和6年度末にあった教育費寄附金を活用した各小学校の図書購入費の計上です。

次の23ページをお願いします。10款3項1目. 学校管理費54万2,000円の増は、歳入7ページで説明しました会計年度任用職員の産休・育休代替職員配置による計上です。2目. 教育振興費6万円の増は、22ページで説明しました各中学校の図書購入費の計上です。

次の24ページをお願いします。10款4項1目. 幼稚園費23万9,000円の増は、アレルギーのある園児に対応するための食事用テーブルや跳び箱等の備品購入費の計上です。

次の25ページをお願いします。10款5項2目. 公民館費115万1,000円の増は、公民館舞台照明設備の修繕費及び図書館空調機を修繕したことにより流用した委託料の補填、調理室のオープンレンジの故障による備品購入費の計上です。4目. 文化センター費11万8,000円の増は、戦後80年のパネル展などで使用する消耗品の計上です。6目. 図書館費20万円の増は、令和6年度末にあった教育費寄附金を活用した電子書籍使用料の計上です。

26ページ、10款6項1目. 保健体育総務費35万9,000円の増は、山川体育センターの防球ネットの手動ワインチ取替えに係る計上です。

以上が、議案第34号の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。3番 當眞嗣春議員。

○3番 當眞嗣春君 おはようございます。少し説明を加えてほしいのですが、今の令和7年度南風原町一般会計補正予算（第1号）の説明がありましたけれども、その説明概要の冒頭で物価高騰対策に関する事業及び状況の変化に伴って、約2億5,400万円余りが追加されていますが、これは事業及び状況の変化という文章がありますけれども、その内容についてもう少し説明できないかと思います。いかがでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 企画財政課長。

○企画財政課長 照屋政人君 ただいまのご質疑にお答えいたします。ただいまの状況の変化という部分について詳しくということになりますが、例えば会計年度任用職員の産休・育休代替であったり、今回学童クラブの整備等の追加がございましたので、そういう点での補正となっております。以上となります。

○議長 赤嶺奈津江さん 3番 當眞嗣春議員。

○3番 當眞嗣春君 2024年度の国の補正で約6,000億円余りの補正予算が組まれて、各県や地方自治体に対して、この6,000億円についての計画書を作成して交付金が支給されていると思いますけれども、今年の3月の時点でこの6,000億円に対する予算がどのように使われているのかと。6,000億円に対しての交付限度額というのがあって、そこに基づく交付決定がされていますけれども、市町村分の割り当てで約2,700億円組まれていて、その沖縄県は幾らだったかというと、42億円余りが物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として市町村に支給されるという交付限度額が決まっていますけれども、実際、この交付決定額がどれだけになったというと、42億円に対して約33億円余っていると。使い切れていない。約2割ぐらいしか交付金が市町村に支給決定額として支給されていないと。33億円余り沖縄県は残っているんですね。使い切れていない。この残っている分について、再度有効利用するために二度目の実施計画を出しなさいというふうに政府から通知があったと思いますけれども、この二度目の実施計画を町として政府に対し申請し、その交付金をいただいたと。この額が先ほど述べた2億5,000万円余りの補正額になったと僕は理解したのですが、そのように理解してもよろしいのでしょうか。意味が分かりますか。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午前10時56分）

再開（午前10時58分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。企画財政課長。

○企画財政課長 照屋政人君 ただいまの質疑にお答えいたします。今回の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、定額減税補足給付金に係る事業費及び事務に関する金額となっております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 3番 當眞嗣春議員。

○3番 當眞嗣春君 この件については、今度的一般質問でも……。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午前10時59分）

再開（午前10時59分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。3番 當眞嗣春議員。

○3番 當眞嗣春君 質疑は以上で終わります。後、委員会のほうでしっかり議論してほしいと思います。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 8番 大宜見洋文議員。

○8番 大宜見洋文君 6ページの歳入、学童クラブ新設1施設、移転1施設が上げられていますけれども、これによって町長から話のあった78人の待機児童が全て解消になるのかどうか。それと北丘小校区も結構人數がいたと思います。これも解消になるのかどうか教えてください。

それと7ページの歳入のほうのセグロウリミバエの対策の件ですが、会計年度任用職員に関して専門職の方が必要なのではないかと思ったのですが、この辺についての採用の基準とかを教えてください。

○議長 赤嶺奈津江さん こども課長。

○こども課長 渡久地正貴君 大宜見洋文議員のご質疑にお答えします。令和7年5月現在の待機児童数は、78名が発生している学校区は、ご指摘のとおり翔南小校区、北丘小校区、津嘉山小校区となっております。以前より未就学人口に基づき、令和8年度以降についても予測をしておりました。翔南小、北丘小校区は調整中ではありますが、既存学童の移転に伴う1支援の定員増及び既存保育所が学童を新設で開設予定となっております。待機児童の解消を見込んでおります。残っています津嘉山小校区については、今回の新設及び移転により定員増を図り、待機児童の解消を予定しています。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 産業振興課長。

○産業振興課長 松本仁志君 それでは予算書17ページをお願いします。セグロウリミバエに係る会計年度任用職員が専門職なのかどうかという部分ですが、こちらのほうは市町村においてはセグロウリミバエに係る事務的な部分を補完するための会計年度任用職員となっています。専門的な部分に関しましては、沖縄県の病害虫防除センター、そういうところが担当するような形になっております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん ほかに質疑はありませんか。（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第34号 令和7年度南風原町一般会計補正予算（第1号）については、総務民生常任委員会に付託いたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午前11時02分）

再開（午前11時11分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。

## 日程第11. 議案第35号 令和7年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第11. 議案第35号 令和7年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第35号 令和7年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） 令和7年度南風原町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。内容については、担当者が説明をいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 民生部長。

○民生部長 儀間博嗣君 それでは議案第35号の資料をお開きください。議案第35号 令和7年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、概要を説明いたします。まず、2ページの第1表 嶸入歳出予算補正について説明いたします。今回の補正是、令和8年度に創設される「子ども・子育て支援金制度」の施行に向けたシステム改修を行う必要が生じたこと等によるもので、歳入・歳出それぞれ810万7,000円を追加し、補正後の国民健康保険特別会計予算額は、43億4,483万3,000円となります。

それでは、歳入について説明いたします。6ページ、4款2項13目. 子ども・子育て支援事業費補助金770万円増は、令和8年度に創設される「子ども・子育て支援金制度」の施行に向けたシステム改修への補助金で補助率10分の10の計上です。

7ページをお願いします。5款2項2目. 保険給付費等交付金31万6,000円増は、高額療養費制度の低所得I区分の基準額見直しに伴う国民健康保険システム改修に係る交付金で、補助率10分10の計上です。

8ページをお願いします。12款4項7目. 嶸入欠陥補填収入9万1,000円増は、今回の補正による歳入歳出の不足額の計上によるものです。

引き続き、歳出について説明します。9ページをお開きください。1款1項1目. 一般管理費31万6,000円増は、歳入7ページで説明した国民健康保険システム改修委託料の計上です。

10ページをお開きください。1款2項1目. 賦課徴収費770万円増は、歳入6ページで説明した子ども・子育

て支援金制度に係るシステム改修委託料の計上です。11ページをお開きください。9款1項3目、償還金9万1,000円増は、令和6年度補助金確定による国庫支出金償還金及び療養給付費交付金償還金の計上です。以上が、議案第35号の概要です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもつて質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第35号 令和7年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、総務民生常任委員会に付託いたします。

## 日程第12. 議案第36号 令和7年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第12. 議案第36号 令和7年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第36号 令和7年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） 令和7年度南風原町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。内容については、担当者が説明いたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 民生部長。

○民生部長 儀間博嗣君 それでは議案第36号の資料をお開きください。議案第36号 令和7年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、概要を説明いたします。まず、2ページから3ページの第1表 歳入歳出予算補正について説明いたします。今回の補正は、マイナ保険証登録者にも資格確認書を送付することとなり、補正の必要が生じたので、歳入・歳出それぞれ84万円を追加し、補正後の後期高齢者医療特別会計予算額は5億1,763万8,000円となります。

では、歳入について説明いたします。6ページ、3款1項1目、一般会計繰入金84万円の増ですが、通信運搬費の増に伴う事務費等繰入金の計上です。

引き続き、歳出について説明します。7ページ、1款1項1目、一般管理費84万円の増は、マイナ保険証登録者にも資格確認書を送付するための通信運搬費の計上です。以上が、議案第36号の概要です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもつて質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第36号 令和7年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、総務民生常任委員会に付託します。

## 日程第13. 議案第37号 令和7年度南風原町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第13. 議案第37号 令和7年度南風原町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第37号 令和7年度南風原町下水道事業会計補正予算（第1号）（総則）第1条 令和7年度南風原町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。内容については、担当者が説明いたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 経済建設部長。

○経済建設部長 山城 実君 議案第37号 令和7年度南風原町下水道事業会計補正予算（第1号）について、概要を説明いたします。1ページ目をお願いいたします。第2条 収益的収入及び支出の収入で補正額365万9,000円は、神里汚水処理場の機器修繕において緊急対応した補填分の計上、職員の病気休暇に伴う会計任用職員の手当費等の増によるものです。

第3条 資本的収入及び支出の収入で補正額10万円は一般財源から企業債へ振替えによるものです。

第5条 他会計からの補助金は一般財源から企業債へ10万円振替えしますので365万9,000円の補正増となります。

9ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入1款2項2目他会計補助金365万9,000円増は、先ほど1ページで説明しました神里汚水処理場の機器修繕で緊急対応した補填分の計上、職員の病気休暇に伴う会計任用職員の手当費等の増によるものです。

支出1款1項1目管きょ費124万3,000円増、1款1項2目処理場費218万円は神里汚水処理場で機器修繕において予算流用等で対応した補填分の計上によるものです。1款1項4目総係費33万6,000円増は、職員の病気休暇に伴う会計任用職員の手当費等の増によるものです。

10ページをお願いします。資本的収入及び支出の収

入1款1項1目建設改良等企業債10万円増は企業債端数調整で一般財源から企業債へ振替えたことによるものであります。以上が議案第37号 令和7年度南風原町下水道事業会計補正予算(第1号)の概要です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 それでは、付託案件ですので質疑をさせていただきたいと思います。まず、今回の補正で上げられている神里汚水処理施設での機器の修繕ですけれども、どういう内容の修繕で、また地域をはじめどのような影響があったか、影響はなかったか、その辺りを教えていただきたいと思います。また、これは直接予算には出てこないと思いますけれども、現在上水道のほうで南部水道企業団では料金の値上げが予定されているところです。下水道料金についても上水道と関連する部分が出てくると思うのですが、現在の下水道料金、上水道の何割とか何%とか、どのような関連になっているのか。また、当然上水道が値上げした場合の……。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩 (午前11時23分)

再開 (午前11時23分)

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 続けます。今年度も値上げがあるかもしれないのですが、その辺り値上げ幅とか、料金体系について今検討が進められているのかいないのか、その辺りをご説明お願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 区画下水道課長。

○区画下水道課長 中村太一君 ただいまの照屋仁士議員の質疑にお答えします。修繕機器の内容ですが、3月下旬に処理場の回分槽という汚水を処理する槽があるので、そちらの投げ込み水位計というのが壊れまして、回分槽が2基あるのですが、1基が機能しなくなってしまったという状況になりました。それで維持管理委託業者のほうといろいろ調整をして、緊急に対応することによって特に影響はなかったです。あと、管理室のクーラー、管理室はいろいろな制御盤が入っている部屋になりまして、やはり電気で熱がこもる部屋となっております。熱がこもると機器に不具合が生じる可能性が十分あるので、常に24時間換気しているのですが、そのクーラーが壊れまして、修繕のほうを緊急対応で行いました。

料金ですが、昨年度の12月定例会で議決いただきました料金改定のほうは、今月のメーター検針から新た

な料金の改定が始まっていくような状況になっております。南部水道事業団の値上げのほうに関しては分からぬ状況になっております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩 (午前11時25分)

再開 (午前11時25分)

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。区画下水道課長。

○区画下水道課長 中村太一君 特に南部水道事業団の水道料金と下水道料金というのは関連しておりません。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 それでは機器の修繕に関しては、住民の皆さん等には影響はなかったというふうに理解します。こちらは来年以降に設備の更新を控えていると思いますので、より効率的な修繕だったり、維持管理をやっていただくようにお願いをしたいと思います。料金については分かりましたので、了解しました。ありがとうございました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん ほかに質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第37号 令和7年度南風原町下水道事業会計補正予算(第1号)につきましては、経済教育常任委員会に付託いたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩 (午前11時26分)

再開 (午前11時27分)

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。

#### 日程第14. 議案第33号 南風原町固定資産評価員の選任について

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第14. 議案第33号 南風原町固定資産評価員の選任についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 赤嶺正之君 おはようございます。議案第33号 南風原町固定資産評価員の選任について。下記の者を南風原町固定資産評価員に選任したいから、地方税法第404条第2項の規定によって、議会の同意を求めるものでございます。記 氏名 高良星一郎。住所と生年月日は表記のとおりでございます。提案理由といたしまして、上記の者は、令和7年4月1日付で総務部税務課長の職にあり、固定資産評価員として適任であると思料し提案するものでございます。よろしくご

審議の上、議決を賜りますようお願いいたします。以上でございます。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第33号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって議案第33号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第33号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第33号 南風原町固定資産評価員の選任についてを採決します。本案は、原案のとおり同意することに賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。よって本案は、同意することに決定しました。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午前11時29分）

再開（午前11時29分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。

## 日程第15. 議案第38号 南風原農業振興地域整備計画の変更（一部見直し）について

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第15. 議案第38号 南風原農業振興地域整備計画の変更（一部見直し）についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第38号 南風原農業振興地域整備計画の変更（一部見直し）について。南風原町議会基本条例（平成25年南風原町条例第38号）第13条の規定に基づき、南風原農業振興地域整備計画を変更（一部見直し）したく議会の議決を求める。内容については、担当者が説明いたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 経済建設部長。

○経済建設部長 山城 実君 議案第38号 南風原農業振興地域整備計画の変更（一部見直し）について概要を説明いたします。今回の変更（一部見直し）に

ついては、平成31年3月に策定した南風原農業振興地域整備計画について、地区計画指定に伴い一部見直しをする必要があるための提案となります。

3ページから4ページをお開きください。農用地区域・地番表をご覧ください。今回の農用地区域の除外は、大字津嘉山、小字後原の3筆、小字安平田原の1筆となり、赤線で見え消ししている地番となります。

5ページをお開きください。5ページでは航空写真で一部見直し箇所を橙色で表示しております。今後のスケジュールとして、本議会可決後に県と協議し同意を得て、公告を行い運用されることになります。以上が議案第38号 南風原農業振興地域整備計画の変更（一部見直し）についての概要となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 こちらも付託案件ですので、質疑をしたいと思います。まず、農業振興地域整備計画の見直しについて、昨年度町内4地区に分かれて、住民ヒアリングも含めて結構時間をかけて取り組まれたものだと理解しています。今回の変更地域を含めるところを議案書で見ると、現況森林原野等と書かれているので、新たに農地として開拓されたとかそういうことが想定されるわけですけれども、地域ヒアリングの中で今ある農地と、そして今農地ではないところの交代とか変更とか、地区の効率化というのですか、このヒアリングの趣旨が農地ができるだけ活用しやすいようにしていくものだと理解をしています。その中で今回の変更は、現況森林原野からのものだけなのか。そういうヒアリングを基に地域の皆さんとの声に応える形で変更したところがないのか。この辺について少しご説明をいただきたいと思います。

もう一点が、今回の資料だけで見ると、農業振興地域から外れるところは説明書き、地図も添付されていますが、見る限りでは建物も建っているので活用はされているし、今後もされていくものだというふうに理解するわけですけれども、この辺り、地目が変わった場合に税金とかそういうのも変わっていくのか。その辺りも少し教えていただきたいと思います。ちょっと担当課が飛ぶかもしれませんけれども、この辺りも説明をお願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 産業振興課長。

○産業振興課長 松本仁志君 お答えいたします。まず、照屋仁士議員からありましたご質疑ですが、議案の3ページですけれども、こちらの平成31年3月に制定した計画書の一部となっております。3ページのほ

うで見ていただきたいのが、津嘉山の後原ですか、29、31、32-1、そしてその次のページ、安平田原ですか、965-1、この4筆を一部見直しということで除外する形になっております。あくまでも先ほどおっしゃっていた森林原野等の部分は、平成31年3月の計画書を策定したときの基礎調査のときに現況として調査した結果になっています。今、実際あります計画から今回の一部見直しで、赤い線が引かれた4筆を除外しますという議案の説明となります。

次に農業振興地域整備計画の変更の中で全体見直しと一部見直しというのがございます。先ほど照屋仁士議員がおっしゃっていた前年度から地域で説明会をしたり、意向調査、確認したりするのはおおむね5年に一度、計画を更新するための全体的な見直しなっておりまして、前年度得られました結果を基に、今年度本町の関係課、あるいは県のほうで関係する課と協議・確認して了解が取られたときに、また同じように全体見直しの結果が完了したときに議会のほうに諮る形となっております。今回の一部見直しに関しましては、農業振興地域の整備に関する法律において、経済事情の変動、その他情勢の推移により、基礎調査を行わずに…基礎調査とは前年度行ったものですね。基礎調査を行わずに整備計画を変更することができ、その同意基準に市町村の変更基準に基づくもの、地区計画指定があり、それに該当するものということで今回提案させていただいているところであります。議長、休憩をお願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午前11時37分）

再開（午前11時37分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。産業振興課長。

○産業振興課長 松本仁志君 私のほうからの説明は以上となります。

○議長 赤嶺奈津江さん 副町長。

○副町長 新垣吉紀君 税についてお答えいたします。税についてですので、地目に係るものですから、固定資産税という認識でお答えいたします。固定資産税は、毎年1月1日時点の何に使っているかという現況の用途で判断しますので、大きく計画で登記地目が変わったということで、固定資産税は毎年1月1日時点の現況での地目の判断になりますので変更はございません。1月1日時点の現況での課税になります。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 理解しました。まず、今回の農業振興地域整備計画については、一部計画の変更で全体計画の変更は来年以降、つまり昨年の調査の部分は

次の全体計画で反映されるというふうに理解してよろしいですか。分かりました。その際には、去年地域ヒアリングが農業を応援する、農業を振興する計画と、一部地域の農振除外、要するに外していくものと重なって行われていて、結構地域では混乱したのです。その辺り、振興するメリットとか、ハウスとかいろいろあると思いますので、その辺りも説明できるように、また準備のほうをお願いしたいと思います。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん ほかに質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第38号 南風原農業振興地域整備計画の変更（一部見直し）については、経済教育常任委員会に付託いたします。

#### 日程第16. 承認第1号 専決処分（南風原町税条例の一部を改正する条例）の承認について

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第16. 承認第1号 専決処分（南風原町税条例の一部を改正する条例）の承認についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 承認第1号 専決処分（南風原町税条例の一部を改正する条例）の承認について 地方自治法第179条第1項の規定に基づき、南風原町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。内容については、担当者が説明をいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 新垣圭一君 それではご説明いたします。資料のほうは承認第1号資料と新旧対照表をご確認ください。南風原町税条例の一部を改正する条例の概要を説明いたします。地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）が令和7年3月31日に公布され、本条例の一部改正を行う必要がありました。令和7年4月1日施行のため、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分しております。

主な改正内容につきまして、関係条例と施行期日は割愛させていただきます。主な改正内容としまして、まず1つ目に公示送達についてインターネットを用いる方法の定義を整備しております。2つ目に、個人町民税について特定親族特別控除の創設に伴う規定等を整備しております。3つ目に軽自動車税、こちら①種

別割の標準税率の区分の見直しに伴う税率の区分を改正しております。②マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の掲示義務に係る規定等を整備しております。次に4つ目に固定資産税についてですが、特定マンションに係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規定を新設しております。5つ目にたばこ税について、加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例を新設しております。最後にその他としまして、今回の条例改正に伴う引用条項のズレ等を整備しております。以上が承認第1号 専決処分の承認についての概要となっております。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております承認第1号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって承認第1号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから承認第1号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから承認第1号 専決処分（南風原町税条例の一部を改正する条例）の承認についてを採決します。本案について承認することに賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、承認することに決定しました。

## 日程第17. 承認第2号 専決処分（南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第17. 承認第2号 専決処分（南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 承認第2号 専決処分（南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について 地方自治法第179条第1項の規定に基づ

き、南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。内容については、担当者が説明をいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 民生部長。

○民生部長 儀間博嗣君 それでは承認第2号について説明をいたします。新旧対照表及び資料をお開きください。地方税法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布され、本条例の一部改正を行う必要がありました。令和7年4月1日施行のため、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分を行つたので、承認を求めるものでございます。

今回改正内容は2点です。国民健康保険税の課税限度額の引き上げ及び低所得者における保険税軽減の対象となる範囲を拡大することです。まず1点目、課税限度額の引き上げです。こちらは第2条第2項、第3項及び第19条第1項関係でございます。表をご覧ください。国民健康保険税の基礎課税分に係る課税限度額を改正前65万円から66万円と1万円引き上げ、後期高齢者支援金等課税分に係る課税限度額を24万円から26万円と2万円引き上げます。介護納付金課税分の改正はございません。課税限度額の合計が改正前106万円から109万円となります。

次に2点目、国民健康保険税軽減の対象範囲の拡大についてです。こちらは第19条第1項第2号、第3号関係でございます。まず、5割軽減の判定基準額について、被保険者数に乘すべき金額を29万5,000円から30万5,000円に改正いたします。また、2割軽減の判定基準額について、被保険者数に乘すべき金額を54万5,000円から56万円に改正いたします。どちらも3人世帯を例に改正前と改正後の計算式を例示していますので、ご確認ください。この改正により軽減を受けられる判定基準となる所得金額が広がることで、保険税軽減の対象範囲が拡大いたします。以上が承認第2号 専決処分（南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認についての概要です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております承認第2号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よっ

て承認第2号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから承認第2号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから承認第2号 専決処分（南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認についてを採決します。本案について承認することに賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。よって本案は、承認することに決定しました。

#### 日程第18. 承認第3号 専決処分（南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）の承認について

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第18. 承認第3号 専決処分（南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）の承認についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 承認第3号 専決処分（南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）の承認について 地方自治法第179条第1項の規定に基づき、南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。内容については、担当者が説明をいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 経済建設部長。

○経済建設部長 山城 実君 承認第3号 専決処分（南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）の承認について、概要を説明いたします。まず、改正の趣旨であります。今回の条例改正は、沖縄振興特別措置法、沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正及び国際物流拠点産業集積計画の改定により、本条例の一部を改正する必要が生じたことによるものであります。なお、令和7年4月1日付適用で時間的余裕がなかったことから、今回の措置となっております。

新旧対照表をご覧ください。まず、①第2条関係で

す。国際物流拠点産業集積地域の用語の意義を追加する改正となります。②（第3条から5条関係）適用期限を「令和7年3月31日」から「令和9年3月31日」に2年間延長する改正となります。③（第6条関係）適用期限を「令和7年3月31日」から「令和10年3月31日」に3年間延長する改正となります。また、この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めております。以上が承認第3号 専決処分（南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）についての概要説明です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております承認第3号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 异議なしと認めます。よって承認第3号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから承認第3号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから承認第3号 専決処分（南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）の承認についてを採決します。本案について承認することに賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。よって本案は、承認することに決定しました。

#### 日程第19. 承認第4号 専決処分（令和6年度南風原町一般会計補正予算（第9号））の承認について

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第19. 承認第4号 専決処分（令和6年度南風原町一般会計補正予算（第9号））の承認についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 承認第4号 専決処分（令和6年度南風原町一般会計補正予算（第9号））の承認について 地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年度南風原町一般会計補正予算（第9号）を別紙

のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。内容については、担当者が説明をいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 新垣圭一君 それではご説明いたします。資料のほうは別添資料の3ページの予算書資料をご確認ください。承認第4号 令和6年度南風原町一般会計補正予算（第9号）について、概要を説明いたします。今回、補正予算を専決処分したのは、賦課徴収事業の印刷製本業務において、成果物の納品日に変更が生じ、契約期間が延長となったことから、繰越明許費補正を行う必要があったためとなっております。

内容については、5ページの第1表 繰越明許費補正で説明いたします。5ページをお願いいたします。第1表 繰越明許費補正について説明します。2款2項、徴税費12万1,000円は、催告書等発送用セロ窓封筒の原紙がメーカーから受注業者へ納品が遅れたことにより、成果物の納品が4月に変更となったためとなっています。以上が承認第4号の概要です。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております承認第4号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって承認第4号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから承認第4号について討論行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから承認第4号 専決処分（令和6年度南風原町一般会計補正予算（第9号））の承認についてを採決します。本案について承認することに賛成する方は起立願います。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。よって本案は、承認することに決定しました。

## 日程第20. 報告第2号 令和6年度南風原町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第20. 報告第2号 令

和6年度南風原町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。まず、提出者から報告を求めます。総務部長。

○総務部長 新垣圭一君 それでは資料の準備をお願いいたします。ご説明いたします。報告第2号 令和6年度南風原町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について概要をご説明いたします。令和6年度における一般会計繰越明許費は、2款、総務費から10款、教育費までの23事業となっております。

それでは各事業ごとに説明いたします。2款、総務費は3件の繰り越しです。1項、総務管理費の防犯対策事業は、防犯カメラ設置工事について12月完了を予定しております。ふるさと納税推進事業は、昨年度に受けた寄附のうち、マンゴーの先行予約や定期便等返礼品の発送を行っており、9月完了を予定しております。2項、徴税費の賦課徴収事業は、4月に発送用封筒の納品を終え完了しております。

3款、民生費は2件の繰り越しです。1項、社会福祉費の物価高騰対応重点支援給付金事業は、対象者へ随時給付を行っており、8月完了を予定しております。2項、児童福祉費の宮平保育所運営事業は、換気扇取替え工事を5月に完了しております。

4款、衛生費は2件の繰り越しです。1項、保健衛生費の出産・子育て応援事業は、対象者へ出産応援ギフトや子育て応援ギフトの給付を行っており、令和8年3月完了を予定しております。予防接種事業は、4月にシステム改修を終え完了しております。

6款、農林水産業費は1件の繰り越しです。1項、農業費の南風原農業振興地域整備計画策定業務は、5月に成果物の納品を終え完了しております。

8款、土木費は7件ございます。2項、道路橋梁費の町道10号線道路改良事業は、補償契約を終え11月完了を予定しております。4項、都市計画費の都市計画振興事業（生活道路安全対策調査検討事業）は、対象区域の安全対策案の検討をしており、9月完了を予定しております。都市公園管理事業は、津嘉山公園の雨水槽清掃委託業務を4月に完了しています。黄金森公園整備事業は、今年度中の用地取得を目指し交渉をしております。津嘉山公園整備事業は、パークゴルフ場散水設備及び防蛇フェンス等の設置工事を6月に発注し、12月完了を予定しています。公園施設長寿命化対策事業は、花・水・緑大回廊公園のバスケットコート整備工事を9月に発注し、令和8年1月完了を予定しております。津嘉山中央線街路事業（2工区）は、補償契約を終え10月完了を予定しております。

9款、消防費は1件の繰り越しです。1項、消防費

の防災体制強化事業は、非常用発電機設置について6月完了を予定しております。

10款、教育費は7件あります。1項、教育総務費の学校教育事業（南風原幼稚園創立50周年記念事業）は、6月完了を予定しております。2項、小学校費及び3項、中学校費の教科書改訂に係る経費は、小学校は8月に完了予定、中学校は4月に納品を終え完了しております。学校ICT環境整備事業は、小中学校ともに4月に完了しております。小学校施設環境整備事業及び中学校施設環境整備事業は、プールろ過器取替工事を5月に完了し、教室改修工事は6月完了を予定しております。以上が報告第2号の概要です。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第2号 令和6年度南風原町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については、これをもって終了します。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午後0時01分）

再開（午後0時01分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。

## 日程第21. 報告第3号 令和6年度南風原町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第21. 報告第3号 令和6年度南風原町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。まず、提出者から報告を求めます。経済建設部長。

○経済建設部長 山城 実君 報告第3号 令和6年度南風原町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、概要を説明いたします。資料の2ページをお開きください。令和6年度における下水道事業会計予算繰越費は、予算計上額7億9,437万2,000円に対し、支出済額2億7,820万7,761円となっており、5億1,616万4,239円が令和7年度へ繰り越しした額となっています。財源内訳については、未収入特定財源のうち国県等補助金が2億7,266万6,743円、企業債が2億4,330万円、一般財源19万7,496円となっています。繰越しの主な理由は、設計積算時において推進工法の再検討に不測の日数を要したためによるものです。事業の進捗状況について、雨水事業では1件の工事が6月末完了予定で、1件の磁気探査委託業務が8月末に契約を予定

しております、令和7年11月末の完了予定です。汚水事業では工事1件が4月に完了済みで、5件が契約済みです。また、1件が7月の契約を予定しており、令和7年12月末完了予定です。以上が報告第3号 令和6年度南風原町下水道事業会計予算繰越計算書の概要です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第3号 令和6年度南風原町下水道事業会計予算繰越計算書の報告については、これをもって終了します。

## 日程第22. 報告第4号 令和6年度南風原町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第22. 報告第4号 令和6年度南風原町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。まず、提出者から報告を求めます。経済建設部長。

○経済建設部長 山城 実君 報告第4号 令和6年度南風原町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、概要を説明します。資料の2ページをお開きください。令和6年度における土地区画整理事業特別会計繰越明許費は、今回手続きを取りました限度額2億1,663万円のうち、1億7,845万6,884円が令和7年度へ繰越した額となっています。財源内訳については、既収入特定財源が1,505万7,600円、国県支出金1億902万8,956円、町債1,090万円、一般財源4,347万328円となっています。本事業の進捗状況について、工事では契約済みの5件が10月末までに完了予定です。また工事2件が9月末までに契約予定で3月末完了予定です。委託業務は1件が6月末完了予定です。物件補償については1件が4月末に契約を行い、10月末完了予定です。以上が報告第4号 令和6年度南風原町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の概要です。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第4号 令和6年度南風原町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告については、これをもって終了します。

## 日程第23. 報告第5号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第23. 報告第5号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告についてを議題とします。まず、提出者から報告を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 報告第5号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について 地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告いたします。内容については、担当者が説明をいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 新垣圭一君 それでは2ページをお願いいたします。読み上げてご説明いたします。専決処分について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されているので、下記のとおり専決処分いたします。

内容につきましては、1、専決処分事項 和解及び損害賠償の額の決定について。2、相手方 記載のとおりでございます。3、事故の概要 令和6年12月27日、宇宮城地内の個人宅の粗大ごみを収集後、車両の切り返しの際、隣接する住宅の外階段の壁に接触し、壁の一部と車両の左テールランプを破損させた。4、損害賠償の額が12万1,000円となっております。参考までに資料をつけていますので、各自ご覧ください。以上が報告第5号の概要です。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第5号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告については、これをもって終了します。

○議長 赤嶺奈津江さん 以上で本日の日程は、全部終了しました。本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

散会（午後0時09分）